

青森県報

第五十六号

令和元年
九月十一日
(水曜日)

目次

告 示

- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の名称の変更の届出……………(保健衛生課) ……一
 - 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医師の主治として指定難病の診断を行う医療機関の名称の変更の届出……………(同) ……一
 - 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医師の担当する診療科名の変更の届出……………(同) ……二
 - 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………(河川砂防課) ……三
- 公 告
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商工政策課) ……三
 - 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………(同) ……四
 - 右……………(同) ……四
 - 右……………(同) ……四
 - 右……………(同) ……五
 - 右……………(同) ……五
- 出先機関
- 土地改良区の定款変更の認可……………(上北地域) ……六
 - 道路の位置の指定……………(同) ……六

告 示

青森県告示第二百九十五号

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第十九条の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第二十四条第二号の規定により公示する。

令和元年九月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

変更前	変更後	区分	名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
青森眼科皮膚科クリニック	青森眼科クリニック			青森市東造道二丁目四の三	令和元・七・一

青森県告示第二百九十六号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平成二十六年厚生労働省令第二百一十一号)第十九条の規定により、次のとおり指定医師から主として指定難病の診断を行う医療機関の名称を変更した旨の届出があったので、同法第二十一条第二号の規定により公表する。

令和元年九月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

変更前	変更後	区分	指定医師	氏 名	主として指定難病の診断を行う医療機関	担 当 する 診 療 科 名	変 更 年 月 日
青森眼科クリニック	伊藤眼科クリニック			竹内 侯雄	青森市東造道一丁目四の三	眼科	令和元・七・一

青森県告示第二百九十七号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第十九条の規定により、次のとおり指定医から担当する診療科名を変更した旨の届出があったので、同令第二十一条第二号の規定により公表する。

令和元年九月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分
定難指 沼田 知明	定難指 二佐々木 泰	定難指 嶋中 義人	定難指 駒井 一雄	定難指 駒井 一雄	定難指 駒井 一雄	定難指 駒井 一雄	定難指 駒井 一雄	指定医 の区分
沼田 知明	二佐々木 泰	嶋中 義人	駒井 一雄	駒井 一雄	駒井 一雄	駒井 一雄	駒井 一雄	氏 名
沼田 知明	二佐々木 泰	嶋中 義人	駒井 一雄	駒井 一雄	駒井 一雄	駒井 一雄	駒井 一雄	名 称
沼田 知明	二佐々木 泰	嶋中 義人	駒井 一雄	駒井 一雄	駒井 一雄	駒井 一雄	駒井 一雄	所 在 地
沼田 知明	二佐々木 泰	嶋中 義人	駒井 一雄	駒井 一雄	駒井 一雄	駒井 一雄	駒井 一雄	主として指定難病の診断 を行う医療機関
沼田 知明	二佐々木 泰	嶋中 義人	駒井 一雄	駒井 一雄	駒井 一雄	駒井 一雄	駒井 一雄	担当する 診療科名
沼田 知明	二佐々木 泰	嶋中 義人	駒井 一雄	駒井 一雄	駒井 一雄	駒井 一雄	駒井 一雄	年 月 日
沼田 知明	二佐々木 泰	嶋中 義人	駒井 一雄	駒井 一雄	駒井 一雄	駒井 一雄	駒井 一雄	

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
定難指 岩根 覚	定難指 三橋 達郎	定難指 伊藤 勝宣	定難指 三戸 一朗	定難指 渡部 司	定難指 渡部 司	定難指 守屋 信宏	定難指 早川 一博	指定医 の区分					
岩根 覚	三橋 達郎	伊藤 勝宣	三戸 一朗	渡部 司	渡部 司	守屋 信宏	早川 一博	氏 名					
岩根 覚	三橋 達郎	伊藤 勝宣	三戸 一朗	渡部 司	渡部 司	守屋 信宏	早川 一博	名 称					
岩根 覚	三橋 達郎	伊藤 勝宣	三戸 一朗	渡部 司	渡部 司	守屋 信宏	早川 一博	所 在 地					
岩根 覚	三橋 達郎	伊藤 勝宣	三戸 一朗	渡部 司	渡部 司	守屋 信宏	早川 一博	主として指定難病の診断 を行う医療機関					
岩根 覚	三橋 達郎	伊藤 勝宣	三戸 一朗	渡部 司	渡部 司	守屋 信宏	早川 一博	担当する 診療科名					
岩根 覚	三橋 達郎	伊藤 勝宣	三戸 一朗	渡部 司	渡部 司	守屋 信宏	早川 一博	年 月 日					
岩根 覚	三橋 達郎	伊藤 勝宣	三戸 一朗	渡部 司	渡部 司	守屋 信宏	早川 一博						

青森県告示第二百九十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三條第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び上北地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

令和元年九月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

浜掛二号急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱七号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱七号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	上北郡野辺地町		浜掛	二の二
二	〃		〃	四
三	〃		〃	〃
四	〃		〃	三の一
五	〃		〃	三の五
六	〃		〃	一二七の三
七	〃		〃	二の四

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定による大規

模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五條第三項の規定により次のとおり公告する。

令和元年九月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール下田

上北郡おいらせ町中野平四〇の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	下田タウン株式会社 上北郡おいらせ町中野平四〇の一 代表取締役 小泉 雅敬	変 更 後	下田タウン株式会社 上北郡おいらせ町中野平四〇の一 代表取締役 木村 賢一	変 更 年月日	令和 元・七・三五
-------	---	-------	---	------------	--------------

三 届出年月日

令和元年八月二十六日

四 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及びおいらせ町役場

2 期間

令和元年九月十一日から令和二年一月十一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、おいらせ町役場にあつては、その執務時間内とする。

五 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和二年一月十一日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

令和元年九月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）コープあおもり和徳店

弘前市大字野田二丁目二の一八外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

生活協同組合コープあおもり

青森市柳川二丁目四の二二

理事長 小池 伸二

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

令和元年九月十一日から同年十月十一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

令和元年九月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）弘前田園複合施設

弘前市大字田園三丁目五の一二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

有限会社ワーク・ナリタ

弘前市大字高田一丁目二の一

代表取締役 成田 忠範

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

令和元年九月十一日から同年十月十一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

令和元年九月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンターかんぶん三戸店

三戸郡南部町大字大向字後構二〇の三

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社菅文

岩手県二戸市堀野字長池七五の四

代表取締役 菅 陽悦

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び南部町役場

2 期間

令和元年九月十一日から同年十月十一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、南部町役場にあつては、その執務時間内とする。

~~~~~

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

令和元年九月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンターライアル十和田店

十和田市東十三番町三八の外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社トライアルカンパニー

福岡県福岡市東区多の津一丁目一二の二

代表取締役 楠木野 仁司

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び十和田市役所

2 期間

令和元年九月十一日から同年十月十一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。

~~~~~

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

令和元年九月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン青森浜田一ブロック

青森市大字浜田字玉川一九六の一〇

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イオンタウン株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

代表取締役 加藤 久誠

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

令和元年九月十一日から同年十月十一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、稲生川土地改良区の定款の変更を令和元年九月二日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和元年九月十一日

上北地域県民局長 楠 美 祥 行

上北地域県民局告示第四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土整備部建築住宅課、上北地域県民局地域整備部及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和元年九月十一日

上北地域県民局長 楠 美 祥 行

位 置	十和田市東二一 番町一六の 一三二一、一六 の一三三二、 四及び一六の 一三五七
延 長	九九・六八メ ートル
幅 員	六・〇〇メ ートル
指 定 年 月 日	令和 元・九・二

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭